

高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する運営等要綱

平成 24 年 3 月 27 日決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例（平成 24 年条例第 1 号 以下「条例」という。）第 1 条及び 7 条で規定する委員会の運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 条例第 1 条で定める施設整備検討委員会は、次に掲げる者から 13 名以内をもって構成する。

- (1) 環境工学又は環境科学等に関する学識経験者 1 名
- (2) ごみ処理技術に関する学識経験者 2 名
- (3) 海老名市、座間市及び綾瀬市の市民 3 名
- (4) 施設設置地域住民の代表者 3 名以内
- (5) 海老名市、座間市及び綾瀬市の副市長 3 名
- (6) その他組合長が必要と認める者

2 条例第 7 条第 1 項第 1 号で定める技術検討委員会は、次に掲げる者から 6 名以内をもって構成する。

- (1) 環境影響評価又は環境科学等に関する学識経験者 1 名
- (2) ごみ処理技術に関する学識経験者 2 名
- (3) 環境行政に係る職員 2 名以内
- (4) その他組合長が必要と認める者

3 条例第 7 条第 1 項第 2 号で定める事業者選定委員会は、次に掲げる者から 7 名以内をもって構成する。

- (1) 環境影響評価又は環境科学等に関する学識経験者 1 名
- (2) ごみ処理技術に関する学識経験者 2 名
- (3) 海老名市、座間市及び綾瀬市の職員 3 名

(4) その他組合長が必要と認める者

(会議の公開等)

第3条 条例第6条及び第11条で定める会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、出席委員の過半数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(1) 高座清掃施設組合情報公開条例(平成17年条例第1号)第7条に掲げる情報に該当することについて、審議等を行うとき。

(2) 会議において、公にすることが適当でないと判断する情報について検討等を行うとき。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の15分前までに自己の住所、氏名及び年齢を所定の用紙に記入しなければならない。

3 傍聴人は、会議の開催中、静粛に傍聴するものとする。ただし、会議の秩序が維持できないと議長が認めたときは、傍聴者を退場させることができる。

(報酬の不支給)

第4条 条例第12条で定める委員の報酬については、第2条第1項第5号、同条第2項第3号及び同条第3項第3号で定める委員には支給しない。

(報酬及び費用弁償の支払い方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支払い方法は、各委員から指定された口座へ振り込むものとする。

(守秘義務等)

第6条 各委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高座清掃施設組合総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。